

旭川医科大学資産貸付細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和7年4月1日学長裁定)

旭川医科大学資産貸付細則の一部を改正する細則

旭川医科大学資産貸付細則（平成16年4月1日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(貸付の範囲) 第2条 本学の資産を、その本来の用途又は目的を妨げない限度において第三者に貸付けることができるものとし、その範囲は次のとおりとする。 (1) 職員、学生、入院患者等（以下「職員等」という。）のため、食堂、売店、理髪店その他職員等が直接利用することを目的とする福利厚生施設を設置する場合 (2) 本学の事務、事業の遂行上その必要性が認められる場合で、職員等が多大な利便を受けると認められる施設等に現金自動設備を設置する場合 (3) 運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合 (4) 公共の見地からの要請が強い場合において、僅少な面積について使用を認める場合 (5) 次の各号の一に該当し、貸付期間が一時的であり、かつ、貸付目的が営利を目的としない場合 イ 公共的な講演会、研究会等のため使用させる場合	(貸付の範囲) 第2条 本学の資産を、その本来の用途又は目的を妨げない限度において第三者に貸付けることができるものとし、その範囲は次のとおりとする。 (1) 職員、学生、入院患者等（以下「職員等」という。）のため、食堂、売店、理髪店その他職員等が直接利用することを目的とする福利厚生施設を設置する場合 (2) 本学の事務、事業の遂行上その必要性が認められる場合で、職員等が多大な利便を受けると認められる施設等に現金自動設備を設置する場合 (3) 運輸事業、水道、電気又はガス供給事業その他の公益事業の用に供するため、やむを得ないと認められる場合 (4) 公共の見地からの要請が強い場合において、僅少な面積について使用を認める場合 (5) 次の各号の一に該当し、貸付期間が一時的であり、かつ、貸付目的が営利を目的としない場合 イ 公共的な講演会、研究会等のため使用させる場合

ロ 施設等の一部（グラウンド等）を地方公共団体等の体育行事等に使用させる場合

(6) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供する場合

(7) その他特に学長が認める場合

(略)

(無償貸付)

第8条 本学の資産を、無償で貸付けることができる範囲は、次のとおりとする。

(1) 国家公務員共済組合法に規定する福利厚生に関する事業として、国家公務員共済組合に使用許可する場合

(2) 協定書の締結により、福利厚生施設、設備等を無償で使用許可する場合

(3) 旭川医科大学の名義の使用許可に関する要項（令和7年2月25日学長裁定）の規定に基づき、本学の名義の使用が共催として許可された団体等に使用許可する場合（新設）

(4) 第2条第4号及び第6号に該当する場合（新設）

(5) その他学長が必要と認める場合

(略)

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。

(略)

【改正理由】

実例に基づき無償貸付とすべきものを整理・明文化し、事務手続きの簡素化を図るため。

ロ 施設等の一部（グラウンド等）を地方公共団体等の体育行事等に使用させる場合

(6) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供する場合

(7) その他特に学長が認める場合

(略)

(無償貸付)

第8条 本学の資産を、無償で貸付けることができる範囲は、次のとおりとする。

(1) 国家公務員共済組合法に規定する福利厚生に関する事業として、国家公務員共済組合に使用許可する場合

(2) 協定書の締結により、福利厚生施設、設備等を無償で使用許可する場合

(3) その他学長が必要と認める場合

(略)

(略)